v

令和7年度(2025)

# 

しゅうがくそうだんがいど



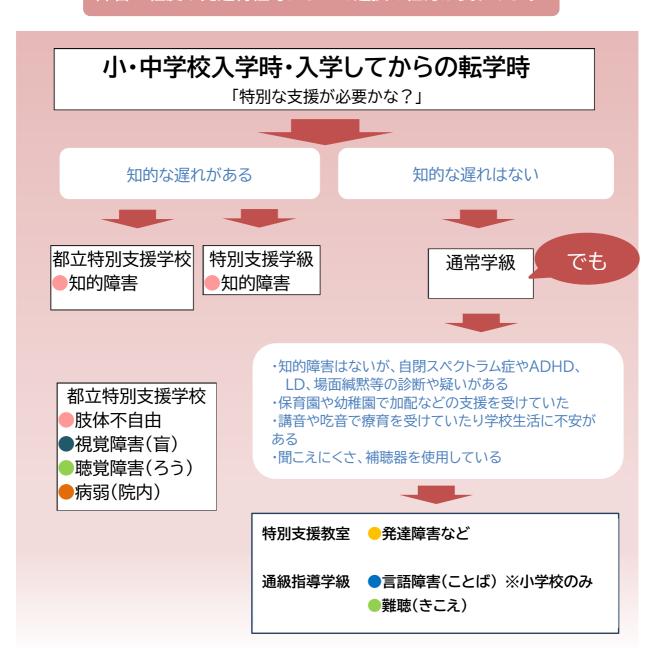
#### 《特別支援教育って?》

「特別支援教育」とは、支援や配慮を必要とする幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

ひとくちに"特別支援教育"と言っても、①特別支援学級(知的な遅れのある児童・生徒を対象にした少人数の固定制学級) ②通常の学級に在籍しながら、お子さんの身体や発達状態に応じて自閉スペクトラム症や ADHD、学習障害などの発達障害の指導を行う特別支援教室や難聴・言語障害通級指導学級、③都立特別支援学校(知的障害、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、病弱)と、お子さんの障害の状態や特性によって選択肢が様々です。

## 八王子市での特別支援教育を選択するイメージ

障害の程度や発達特性等によって選択の仕方が変わります



# 就等相談の流れ

- ○お子さんの年齢により申し込み先が異なります。
  - ① 小・中学校在籍児童・生徒の場合(中学校から支援を希望する6年生は在籍小学校へ) ⇒保護者の方から在籍する小・中学校へご相談下さい。
    - ※在籍校とご相談の上で、申請書類、発達検査の結果を学校へご提出ください。

学校を通して、教育委員会へ申し込みとなります。

申込期間:2月1日~8月29日

- ② 未就学児の場合
  - ⇒保護者の方が直接、教育委員会に申し込みをして下さい。
  - ※申請書類をHPからダウンロード、又は教育センターで受け取り、教育センターへ郵送あるいは持参によりお申し込みください。
  - ※お子さんの発達状況が分かる資料等をお持ちの方は、申請時に提出してください。 お持ちでない方は、9月末までに発達検査の結果等を提出するようにしてください。 申込期間: (年中児クラスの)2月1日~(年長児クラスの)8月29日
- ※高尾山学園小学部及び中学部の特別支援教室へ入級希望の場合には、相談方法が異なります。 詳しくは、登校支援チーム 042-663-3216 へお問い合わせください。

#### ○就学相談受付後の基本的な流れ

担当相談員決定:決定後、担当の就学相談員より連絡をし、面談日等の調整をさせていただきます。



面談:担当相談員と親子で面談します。

相談資料を確認します。必要に応じて心理相談 員がお子さんの様子を観察します。



見学・体験:希望する種別の学校・学級を見学・体験します。

特別支援教室及び在籍校に特別支援学級がある場合は事前に見学をお願いしています。それ以外の場合は、特別支援 学級は原則相談員が見学体験を調整します。



就学相談調整会議:相談の資料やお子さんの様子から適切と思われる学校・学級について、専門的知見のある各委員から意見を聴取します。



学校·学級決定~入(転)学·入級

【転学に必要な書類】

在学証明書、教科用図書給与証明書、就学通知書

#### - 保護者にご準備いただくもの -

#### ・就学支援ファイル・・・・必須書類

在籍児童・生徒:在籍校より受け取り

未就学児:ホームページよりダウンロード(または教育センター窓口で受け取り)

※分かる範囲で記入してください。不明な点などは相談員との面談時に記入していただきます。

#### ・発達検査(知能検査)の写し・・・・必須書類

発達検査等の結果が必要です。お子さんの状態を客観的に把握し、適切な就学相談を進め、入級後に効果的な指導をするためにも、検査機関等での**発達検査等の結果**をご提出ください。

在籍児童・生徒:申請時に就学支援ファイルと一緒に学校に提出

未就学児:既にお持ちの方は申請時に提出、お持ちでない方は取得後提出(9月末まで)

・医師の診察記録・・・・必須書類(特別支援学校・特別支援学級の希望者のみ)

都立特別支援学校や市立小・中学校の特別支援学級(知的障害) を希望する場合は<u>医師の診察記録</u>をご提出してください。専用の様式があります。詳しくは担当相談員にお尋ねください。

#### 《就学相談の内容》

#### **—面談—**

保護者のお気持ちやお子さんの状態についてお聞きします。今後のご相談の中でより良い情報 をご提供させていただくために、差し支えない範囲で詳しくお話しください。

面談の際は「<mark>就学支援ファイル」</mark>を確認しながら相談を進めます。事前に記入することができなかった項目があれば面談を進める中で記入します。あらかじめ幼稚園・保育園や学校でお子さんの様子を聞いてからお越しいただくとスムーズに進められます。

- ※<u>面談日時は、担当相談員の決定後、保護者と相談員で決めていきます。面談には、お子さんと一緒にお越しください。就学相談の時は、学校で遅刻・早退・欠席扱いになりませんので、学級担任に連絡してください。</u>
- ※提出されたお子さんの資料を確認すると、必要に応じて心理相談員がお子さんの様子を観察する場合があります。観察後、心理相談員からお子さんの発達の状態について見立てをお伝えし、 どのような支援が適当であるかについて心理相談員の見解をお伝えします。
- ※未就学児は、教育委員会から在籍園にお子様の園での様子を伺います。在籍園には就学相談の 申し込みをしたことをお伝えください。

## 一学校見学と体験-

希望する学校種や学級種を実際に見学します。<u>見学・体験は、特別支援学校や特別支援学級はどういうもので、どのような授業をしているのかを知っていただくために行うものですので、必ずしも「〇〇小学校の△△学級を体験したから、その学級に入れる」というものではありません。また、就学相談で調整する学級は原則1つ(特別支援学校希望の場合は特別支援学級も見ていただく場合があります。担当相談員が学校と日程を調整します。特別支援学級の見学や体験は、必要に応じて相談員が同行する場合もあります。特別支援教室は、在籍児童・生徒の場合、申し込み前に見学を済ませてください。在籍している学校内に特別支援学級がある方も、見学は申込み前に済ませてください。未就学のお子さんは保護者が各校の特別支援教室専門員に連絡して、見学させてもらいます。</u>

そのほか、市立小・中学校の特別支援学級の授業公開日には、予約なしで自由に見学できますので、ぜひご活用ください。(授業公開日は市の広報、ホームページにて周知します。予定が変更にな

る可能性がありますので、来校される前に必ず該当校へご確認の上、見学をお願いします。) 都立特別支援学校の学校公開日等については、各校のホームページに随時掲載されます。

#### —就学相談調整会議—

お子さんの就学についてご家庭の希望が決まりましたら、「就学相談調整会議」へ諮り、専門的知識を有する各委員より意見を聴取し、お子さんにとって最も良いと考えられる就学先を判定として決定します。この会議には必要に応じて保護者、お子さんに出席していただき、お子さんには特別支援担当の教員が個別指導を行い、その様子を観察させていただきます。終了後、保護者とお子さんにはお帰りいただきます。

相談員との面接での様子、医師の診察記録、発達検査等所見、保育園・幼稚園・学校でのお子さんの様子や資料を基に、お子さんにとって最も良いと考えられる就学の場について総合的に検討します。検討は特別支援学級設置校や特別支援教室拠点校の校長、特別支援学級・特別支援教室の教員、都立特別支援学校の教員、市教育委員会の職員、臨床心理士、児童精神科医などが行います。その結果、場合によってはご希望と異なる就学先をお勧めすることもあります。

調整会議の結果は、文書でお送りします。(おおむね3週間程度かかります)

調整会議の結果とは、「どの就学先が適している」ということであり、学校を指定するものではありません。

- ※新入学(小学校・中学校とも)のお子さんの場合、入学通知は1月下旬を目安に送付します。
- ※<u>特別支援学級(知的障害・固定制)については、入(転)学時の学級状況によって、希望する学級へ</u> の入級ができない場合があります。(次項の入級順位をご確認ください)

#### 「就学相談は受けなければいけないのでしょうか?」

特別な支援を必要とする児童・生徒が学ぶ学校や学級については、「学校教育法施行令第22条の3」「障害のある児童・生徒の就学について(文部科学省初等中等教育局長291号通知)」及び「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について(文部科学省初等中等教育局長1178号通知)」に規定されています。

学習の場を検討する際には児童・生徒の状態等を総合的に判断して、その子の力を 最も伸ばしていくことができる環境を考えることが大切であり、そのための学校、学級や 通級指導などを選択したい場合は、区市町村における就学相談を受ける必要がありま す。

なお、特別な支援を必要とする子どもの就学については「学校教育法施行令の一部を 改正する政令」が閣議決定され、平成 25 年(2013 年)8 月 26 日付けをもって公布さ れています。

#### 《校種・学級種について》

# 1 特別支援学級(知的障害・固定制)

少人数でお子さんの障害に応じた特別な教育課程による授業を行うのが特別支援学級です。 八王子市では現在、知的障害学級がそれに該当します。

<u>知的な発達に遅れがあり、人との意思疎通に軽度の困難があって、日常生活で一部の援助が</u>必要な程度で、食事、衣服の着脱、排泄などにほとんど支障がない児童・生徒が対象です。

#### 特徴

- ・一人ひとりの能力や特性に応じた学習を小集団の中で行い、基本的な生活習慣を身に付け、具体 的な体験を通した学習をします。
- ・お子さんの力を伸ばすために特別支援学級としての教育課程、教材で学習をします。
- ・学校・学年行事への参加のほか、特別支援学級の連合行事や校外活動などを通じて、生活するための力を付けていきます。
- ・この学級は、児童・生徒の人数(すべての学年を合わせます)が8人で1学級となります。 担当教員数は、原則として学級数プラス1名です。

# ★八王子市では<u>「地域の子どもは地域で育てる」という理念のもと、原則お住まいの住居</u> 地から最も近接した特別支援学級をご案内します。

\*最も近接した特別支援学級以外を希望される方は、該当校の定員がいっぱい、もしくは超過する場合、下記の優先順位により入学者が決定されることをご承知おきください。

#### 【特別支援学級の優先入級順位】

- 順位① 通学区域に指定された学校への入級を希望する児童・生徒
- 順位② 通学区域内に特別支援学級が設置されていないため、居住地から最も近接した 特別支援学級への入級を希望する児童・生徒
- 順位③ 兄姉関係(入級時に、希望する学校に兄姉が在籍している児童・生徒)
- 順位④ 特別支援学級における小中一貫教育グループに在籍する児童・生徒
- 順位⑤ 上記①から④に該当しない児童・生徒
- ただし、②のうち③の条件も満たす場合は②より優先する。
- ※「住居地から最も近接した特別支援学級」を判定する場合、災害時に徒歩で帰宅、あるいは保護者が迎えに行くなどの状況を考え、徒歩ルートで計測します。

#### ※特別支援学級への入級希望者が定員を超過した場合について

特別支援学級への入級希望者が各校の学級定員(受け入れ可能数)を超過する場合には、 上記の入級順位順により順位付けを行い、入級順位順に決定します。

なお、受け入れ可能数の残数に対し、その人数を超える入級順位の希望者がいる場合には、 その中で、受け入れ可能残数分について抽選を実施します。

この場合、その順位より上位の希望者は入級決定者となり、下位の希望者は、抽選対象とはならず、抽選に参加できません。抽選の落選者と抽選対象外の方は、その時点で受入れが可能な学校の中から改めて希望校を伺います。

(各学級では、年度途中の転入等があることを考慮し、学級数に応じて1~2枠の残枠を残して定

# 2 特別支援教室

通常の学級に在籍している発達障害等(自閉スペクトラム症、注意欠如多動症、学習障害等)、 および特別な支援を必要とする児童・生徒を対象とした、東京都の通級指導方式です。

#### 特徴

- ・通常の学級に在籍する、知的障害のない自閉スペクトラム症、注意欠如多動症、限局性学習症(学習障害)、及び心因性の場面緘黙等で、円滑な人間関係ができず、コミュニケーションがとりにくいなどの状態があり、通常の学級での学習にはおおむね参加できるが、一部特別な指導を必要とする児童・生徒を対象としています。
- ・必ずしも診断名が付いていなければいけないということはありません。
- ・お子さんの適応状態に応じて「自立活動」や「教科の補充指導」(学習そのものを進めるのではなく、本人が学習しやすくなるための方法等を指導、助言するものです)を行います。
- ・巡回指導教員が拠点校から各小・中学校(巡回校といいます)に出向き、在籍学級担任と連携して児童・生徒の適応状態に応じた個別・小グループ指導を行います。
- ・在籍学級担任と巡回指導教員との連携が緊密になり、指導内容の充実、また、教職員や保護者が 指導内容を知る機会が増えるので、お子さんへの理解が進むという効果が期待できます。
- ※東京都教育委員会の特別支援教室運営ガイドラインにより、学校生活の1年間のサイクルが終了する時点で必ず振り返りを行うという趣旨で、指導期間が原則1年間と定められました。継続が必要な場合には1年間の指導を延長し、延長終了時には改めて、指導継続を含めて支援策を検討し、児童・生徒の状況に応じた適切な支援を行います。

#巡回指導教員・・・週1回程度、巡回校に来て指導する教員

#拠点校・・・巡回指導教員が所属している学校

#巡回校・・・巡回指導教員に来てもらう学校

# 3 難聴(きこえの教室)及び言語障害(ことばの教室) 通級指導学級

通常の学級に在籍している児童・生徒で、難聴や構音・促音などの言語に関する個別の指導を行う通級指導学級(設置してある学校に週1回程度保護者が送迎するか本人が通う)で、八王子市では「きこえの教室(難聴)」「ことばの教室(言語障害)」と呼びます。

#### 特徴

- ・「きこえの教室」では、お子さんの状態に合わせて、音やことばをきき分けたり、ことばや文をきき とったりする練習をくり返すことによって、総合的に音やことばをききとる力を伸ばしていきま す。
- ・「ことばの教室」では、正しい音をきき分けながら、舌やあごなどを動かす力を高める練習をし、正 しい発音を身につけて、なめらかに話せるようにします。
- ・どちらの学級も、年間を通して(1、2学期を中心に)、市立小学校に在籍しているお子さんを対象としてきこえとことばの相談を行っています。
- ・7月から12月に、次年度就学予定のお子さんを対象とした相談を行い、その結果をもとに、お子さんの状態に合った支援をお勧めします。保護者の希望と異なる種別の学級による指導を勧めたり、相談を継続して経過観察をしたり、また、必要に応じて医療機関の受診や他の専門機関での相談を勧めることもあります。

#### 相談の申し込み方法

- ① 市立小学校に在籍しているお子さんの場合⇒在籍校の養護教諭を通して、お申し込みください。
- ② 次年度に就学するお子さんの場合
  - ⇒入学を予定する小学校の養護教諭を通して、お申し込みください。
  - ※入学予定の学校については、4 月に教育委員会からお送りする「八王子市立小学校への新入学のご案内」や 9 月下旬の「就学時健康診断通知書」をご参考ください。
- ③ 中学校難聴通級指導学級をご希望のお子さんの場合
  - ⇒中学校難聴通級指導学級に直接お申込みください。

#### お気軽にご相談ください

- ●聞こえ方の問題は見過ごされがちですが、できるだけ早期に発見して、その対応をすることで 就学後の学校生活の充実につながります。
- ●まったく聞こえないわけではなく、少し聞こえ難いお子さんの場合、保護者や周囲の大人が気づかないことがあります。「ぼんやりしている」「ちゃんと聞いていない」など、態度の問題と思われがちです。「ぼんやりしている」「返事の仕方がおかしい」と思われたり、中耳炎をくり返したりしている場合は聞こえ難さがあるかもしれないと疑ってみることも必要です。
- ●「発音がはっきりしない」「はじめの音や言葉を繰り返す」など、発語や言葉に関する心配が長引く場合、相談をしたほうがよいかどうか迷うことと思います。そういうときには各学区のきこえとことばの教室にいつでも電話でご相談ください。

#### 【学区·対応校】

ことばの教室には、ご利用にあたり在籍の学校に応じた学区があります。

#### <市内小学校>

第一·第二·第四·第五·第八·第九·第十·中野北 清水·大和田·小宮·高倉·

宇津木台·横山第二·長房·船田·横川·加住

第四小(ことばの教室) Tel 644-9595

第三・いずみの森(前期)・第七・横山第一・散田・館・山田・椚田・緑が丘・由井第一・由井第二・由井第三・長沼・みなみ野・みなみ野君田・七国・浅川・東浅川・高尾山学園小学部

いずみの森義務教育学校 (前期)(きこえとことばの教 室) Tel 642-4236

元八王子・元八王子東・上壱分方・城山・弐分方 恩方第一・恩方第二・元木・ 川口・陶鎔・上川口・美山・楢原・松枝 上壱分方小(ことばの教室) Tel 651-9227

片倉台・高嶺・由木中央・由木東・由木西・鹿島・松が谷 中山・柏木・南大沢・宮上・秋葉台・別所・愛宕・松木 下柚木・上柚木・長池・鑓水 柏木小(ことばの教室) Tel 676-1140

※ きこえに関する心配がある場合は、すべてきこえとことばの教室(いずみの森義務教育学校前期課程)にご相談ください。

#### <市内中学校>

いずみの森義務教育学校(後期) きこえの学級 Tel 642-1833

保護者から直接、難聴学級へお電話でご相談ください。



## 4 都立特別支援学校

# (知的障害・肢体不自由・視覚障害・聴覚障害・病弱)

特別支援学校は、都道府県が設置する、障害がある児童・生徒のための学校で、対象となる障害と程度については学校教育法等で定められています。八王子市の就学相談では、それに基づいてお子さんの状態を総合的に判断し、より良い環境を保護者と一緒に考えていきます。

#### 特徴

- ・1学級6人の少人数編制の指導を行っています。(個別指導ではありません。)
- ・知的障害及び肢体不自由特別支援学校では、スクールバスを運行しています。
- ・特別支援学校に在籍する児童・生徒には、お住まいの地域の市立小・中学校との副籍交流事業 を実施しています。

#### 八王子市在住の児童・生徒が通学する都立特別支援学校

都立特別支援学校は、お住まいの地域によって学区が定められています。

#### ① 知的障害

鹿島、松が谷、大塚、東中野、堀之内、越野、松木、別所、南大沢、上柚木、下柚木、鑓水、中山、南陽台 ⇒ 多摩桜の丘学園

尾崎町、左入町、滝山町、梅坪町、谷野町、みつい台、丹木町、加住町、宮下町、戸吹町、高月町、高倉町、石川町、宇津木台、平町、小宮町、久保山町、大谷町、丸山町、横山町、八日町、八幡町、八木町、追分町、千人町、日吉町、元本郷町、平岡町、本郷町、大横町、本町、元横山町、田町、新町、明神町、子安町、東町、旭町、三崎町、中町、南町、寺町、万町、上野町、天神町、南新町、小門町、台町、中野町、暁町、中野山王、中野上町、大和田町、富士見町、緑町、清川町、小比企町、片倉町、西片倉、宇津貫町、みなみ野、兵衛、七国、北野町、打越町、北野台、長沼町、絹ヶ丘

#### ⇒ 八王子特別支援学校

川口町、上川町、犬目町、楢原町、美山町、大楽寺町、上壱分方町、諏訪町、四谷町、叶谷町、泉町、横川町、弐分方町、川町、元八王子町、下恩方町、上恩方町、西寺方町、小津町、東浅川町、初沢町、高尾町、南浅川町、西浅川町、裏高尾町、廿里町、

並木町、散田町、山田町、めじろ台、長房町、城山手、狭間町、椚田町、館町、寺田町、大船町 ⇒ 八王子西特別支援学校

#### ② 肢体不自由

鹿島、松が谷、大塚、東中野、堀之内、越野、松木、別所、南大沢、上柚木、下柚木、鑓水、中山、南陽台 ⇒多摩桜の丘学園

その他の地域 ⇒八王子東特別支援学校

#### ③ 視覚障害

八王子盲学校等

- ④ 聴覚障害立川学園等
- ⑤ 病弱等

光明学園、武蔵台学園(院内学級)、八王子東特別支援学校(訪問学級)

#### 都立特別支援学校 小・中学部に関する一般的な就学相談の流れ

特別支援学校の小学部や中学部への就学・転学に関する受付窓口は、市の就学相談です。 市の就学相談を受けた後で都の就学相談を受け、決定は東京都教育委員会が行います。

- ■次のような場合は、一般的な就学相談と進め方が異なる場合があります。
  - ①都立中高一貫型聴覚障害特別支援学校中学部(中央ろう学校)を希望するお子さん
  - ②小学部6年生で、在籍している特別支援学校の中学部へ進学を希望するお子さん
  - ③重症心身障害児施設(島田療育センターなどの指定施設)に入所している幼児
  - ④盲学校及びろう学校の幼稚部に在籍し、在籍校の小学部への就学を希望する幼児
  - ⑤盲学校及びろう学校に通級を希望するお子さん
  - ⑥院内学級、訪問学級への転入学が必要なお子さん

#### 手続きの方法

- ■お子さんの年齢により申し込み先が異なります。
  - ①小・中学校在籍児童・生徒の場合(中学校から支援を希望する6年生は在籍小学校へ)
  - ⇒保護者から在籍する小・中学校へご相談下さい。
  - ※在籍校とご相談の上で、申請書類、発達検査の結果等を学校へご提出ください。 学校を通して、就学相談に申し込みます。<u>申込期間:2月1日~8月29日</u>
  - ②未就学児の場合
    - ⇒保護者が直接、八王子市の就学相談に申し込みをして下さい。
      - ※申請書類をHPからダウンロード、又は教育センターで受け取り、教育センターへ郵送あるいは持参してください。
      - ※お子さんの発達状況が分かる資料等をお持ちの方は、申請時に提出してください。 お持ちでない方は、9 月末までに発達検査の結果等を提出するようにしてください。

申込期間: (4歳児クラスの)2月1日~(5歳児クラスの)8月29日

#### 就学相談受付後の流れ

- ・担当相談員から面談日の調整の連絡をします。
- ・面談日に保護者のご希望やお子さんの様子などを伺い、必要な書類を作成します。
- ・ご希望の障害種の学校で見学や体験を行います。障害の程度によって、特別支援学校を希望 する場合でも、合わせて特別支援学級の見学・体験をお勧めする場合があります。
- ・相談員がお子さんの在籍している学校や保育園・幼稚園等に資料(園や学校での様子)の作成 を依頼します。また、保護者からは医師の診察記録や発達検査等の結果を提出してください。
- ・提出された資料をもとに就学支援ファイルを作成し、市から東京都教育委員会に提出します。
- ・東京都教育委員会は書類審査の後、就学(転学)希望校に書類を送り、日程を調整し、校内で最終的な保護者面談とお子さんの行動観察を行います。その後、入学・転学の可否が決定されます。

# 特別支援学級設置校·特別支援教室·通級一覧(令和7年4月1日現在)

# 〇特別支援学級(知的障害·固定制)設置校 (小学校 28校)

学校名	学級名	住所	電話
第一小学校	わかば	元横山町 2-14-3	642-0851
たがの杜小中学校(第二小)	こだま	八木町 7-1	623-6318
第三小学校	かがやき	寺町 29-15	623-4211
第五小学校	みどり	千人町 3-7-7	661-4327
いずみの森義務教育学校(前期)	7組	子安町 2-18-1	642-4206
第七小学校	さくら	台町 4-2-1	622-0936
中野北小学校	あさひ	中野山王 3-1-1	622-5187
高倉小学校	たけのこ	高倉町 67-2	646-8182
宇津木台小学校	すぎの子	久保山町 2-18	691-2146
横山第一小学校	すみれ	館町 74	661-2402
散田小学校	めぶき	散田町 5-23-1	661-4228
長房小学校	なのはな	長房町 340-4	661-2081
元八王子小学校	くわのは	弐分方町 761	623-0215
上壱分方小学校	にじいろ	上壱分方町 799-2	651-1961
横川小学校	たんぽぽ	横川町 305	622-8231
川口小学校	やまゆり	川口町 3675	654-2486
陶鎔小学校	のぞみ	犬目町 56	623-3220
加住小中学校(小)	3組	加住町1-191	691-1137
由井第三小学校	つくし	小比企町 1201	635-6238
長沼小学校	ひまわり	長沼町 707-3	635-9580
七国小学校	ひばり	七国 5-27-1	635-2100
東浅川小学校	あんず	東浅川町 550-22	665-1583
松が谷小学校	そよかぜ	松が谷12	676-3341
宮上小学校	こすもす	南大沢 5-10	676-3911
秋葉台小学校	のびのび	別所 2-5	676-6133
別所小学校	おおぞら	別所 2-44	677-1888
愛宕小学校	とちのみ	上柚木 3-20	678-2566
長池小学校	つばさ	別所 1-55	677-5120

# 〇特別支援学級(知的障害·固定制)設置校 (中学校 19 校)

学校名	学級名	住所	電話
第一中学校	7組	石川町 2957-1	642-1894
第二中学校	5組	中野上町 4-28-1	624-2135
いずみの森義務教育学校(後期)	7組	子安町 2-18-1	642-4206
たがの杜小中学校(第四中)	7組	元本郷町 2-21-1	622-7227
第六中学校	1組	上野町 97	622-9131
長房中学校	5組	長房町 1041-1	664-1480
椚田中学校	1組	椚田町 172	665-3473
元八王子中学校	8組	大楽寺町 415	624-3201
川口中学校	4組	川口町 2555	654-2485
楢原中学校	7組	楢原町 1235	626-1205
加住小中学校(中)	C組	加住町1-191	691-0362
由井中学校	6組	片倉町 553	642-2148
打越中学校	5組	打越町 349-1	645-3046
七国中学校	太陽	七国 6-41-1	637-0773
陵南中学校	7組	東浅川町 553-9	665-4711
松が谷中学校	5組	松が谷 23	676-3345
由木中学校	6組	下柚木 2-34-2	676-8120
宮上中学校	1組	南大沢 5-5	676-5571
別所中学校	A組	別所 2-28	676-6635

# **〇特別支援教室 拠点校** (小学校 25校)

(巡回校を含めると特別支援教室は全校設置です)

学校名	教室名	住所	電話
たがの杜小中学校(第二小)	いちょう	八木町 7-1	623-6318
第三小学校	あおぞら	寺町 29-15	623-4211
第八小学校	さくら	石川町 2065	642-0937
第九小学校	けやき	中野上町 2-14-1	623-4221
小宮小学校	こみっきぃ	小宮町 1128-3	646-4208
長房小学校	あさかぜ	長房町 340-4	661-2081
船田小学校	やまほうし	長房町 1041-2	664-1482
椚田小学校	くぬぎ	椚田町 571-2	665-3475
元八王子小学校	はちっこ	弐分方町 761	623-0214

元木小学校	すまいる	下恩方町 515-1	651-0596
楢原小学校	せせらぎ	楢原町 1287-2	626-1204
松枝小学校	みのり	楢原町 601-13	624-3205
加住小中学校(小)	未来塾	加住町 1-191	691-1137
由井第一小学校	ほがらか	打越町 348-1	642-4201
片倉台小学校	なかよし	片倉町 1318	636-3054
高嶺小学校	なないろ	北野台 4-21-1	635-6366
浅川小学校	たかお	初沢町 1335	661-0019
鹿島小学校	つばめ	鹿島 13	676-5147
松が谷小学校	ひだまり	松が谷 12	676-3341
南大沢小学校	みずき	南大沢 4-18	676-5611
宮上小学校	なごやか	南大沢 5-10	676-3911
下柚木小学校	チャレンジ	下柚木 3-9	677-2658
上柚木小学校	おおるり	上柚木 3-15	677-2646
鑓水小学校	くわのみ	鑓水 2-74	675-7760
高尾山学園(小)	きよたき	館町 1097-30	666-9325

# 〈拠点校・巡回校のグループ一覧(小学校)〉

拠点校	巡回校	拠点校	巡回校	
たがの杜 (第二小)	第一小	加住小中(小)	(巡回校なし)	
第三小	山田小、第七小	片倉台小	由井第二小、みなみ野小、由井第三小	
第八小	高倉小、大和田小	高嶺小	中山小、みなみ野君田小、七国小	
小宮小	宇津木台小	浅川小	東浅川小、館小、第五小	
第九小	第十小、中野北小	松が谷小	秋葉台小	
松枝小	清水小、上川口小、川口小	鹿島小	由木東小	
長房小	横川小、横山第二小	南大沢小	別所小、柏木小	
船田小	城山小	宮上小	愛宕小、長池小	
椚田小	緑が丘小、横山第一小、散田小	下柚木小	由木中央小、松木小	
元木小	美山小、恩方第一小、恩方第二小	上柚木小	由木西小	
元八王子小	元八王子東小、弐分方小	鑓水小	(巡回校なし)	
楢原小	陶鎔小、上壱分方小、	高尾山学園	(巡回校なし)	
由井第一小	長沼小、第四小、いずみの森(前期)			

# **〇特別支援教室拠点校** (中学校 10校)

(巡回校を含めると特別支援教室は全校設置です)

学校名	教室名	住所	電話
第二中学校	ハーモニー	中野上町 4-28-1	624-2135
いずみの森義務教育学校(後期)	フレンズ	子安町 2-18-1	642-4206
ひよどり山中学校	ウィング	暁町 3-1-1	625-6504
椚田中学校	アシスト	椚田町 172	662-2037
四谷中学校	ステップ	四谷町 555	626-0961
加住小中学校(中)	未来塾	加住町 1-191	691-0362
浅川中学校	くりやま	初沢町 1370	661-0148
南大沢中学校	みなさわ	南大沢 3-7	676-5211
上柚木中学校	あじさい	上柚木 3-17	678-2580
高尾山学園(中)	きよたき	館町 1097-30	666-9325

# 〈拠点校・巡回校のグループ一覧 (中学校)〉

拠点校	巡回校	拠点校	巡回校
第二中	たがの杜(第四中)、楢原中、甲ノ原 中、横川中	加住小中(中)	(巡回校なし)
いずみの森 (後期)	第六中、打越中、由井中	浅川中	横山中、館中、長房中、陵南中
ひよどり山中	第一中、第五中、石川中	南大沢中	松木中、松が谷中、別所中
椚田中	第七中、みなみ野中、七国中	上柚木中	鑓水中、中山中、由木中、宮上中
四谷中	城山中、川口中、恩方中、元八王子中	高尾山学園	(巡回校なし)

# 〇難聴·言語学級 (難聴 2校·言語障害 4校) (通級制)

	学校名	住所	学級名	電話
難	いずみの森義務教育学校(前期)	子安町 2-18-1	きこえの教室	642-4206
聴	同 上(後期)	同上	きこえの学級	642-4206
言語	第四小学校	明神町 2-15-1	ことばの教室	644-9595
	いずみの森義務教育学校(前期)	子安町 2-18-1	ことばの教室	642-4236
	上壱分方小学校	上壱分方町 799-2	ことばの教室	651-9227
	柏木小学校	南大沢 3-3	ことばの教室	676-1140

# 〇都立特別支援学校一覧(義務教育課程)

	種別·学校名	住所	設置(学部)	電話
	八王子特別支援学校	台町 3-5-1	小中	621-5500
知	八王子西特別支援学校	東浅川町 546-1	小·中·高	666-5600
的障	多摩桜の丘学園	多摩市聖ヶ丘 1-17-1	小·中·高	042- 374-8111
害	南大沢学園	南大沢 5-28	高 (就業技術科)	675-6075
	八王子南特別支援学校	鑓水 2-88-1	高(普通科、 職能開発科)	675-8373
肢	八王子東特別支援学校	石川町 3246-1	小·中·高	646-8120
体	多摩桜の丘学園	多摩市聖ヶ丘 1-17-1	小·中·高	042- 374-8111
盲	八王子盲学校	台町 3-19-22	幼·小·中·高	623-3278
龍耳	立川学園	立川市栄町 1-15-7	幼·小·中·高	042- 523-1358
病弱	光明学園	世田谷区松原 6-38- 27	小·中·高	03- 3323-8421
院内	武蔵台学園 府中分教室(院内)	東京都府中市武蔵台 2-8-4 都立小児総合 医療センター内	小中	042- 312-8115

# ○教育センターへのアクセス



お車でお越しの場合は、教育センター敷地内の駐車場をご利用いただけます。 <住所>〒193-0832 八王子市散田町2-37-1 八王子市教育センター

八王子市教育委員会 学校教育部教育指導課 〒193-0832 八王子市散田町2-37-1 八王子市教育センター 電話 042-664-7524(就学相談直通) (受付時間:月曜から金曜までの8:30~17:00)